

# 目次

CONTENTS

特報 1	都道府県の地域防災力・危機管理能力に…… 4 ついての自己評価結果
特報 2	防火対象物定期点検・報告の実施の推進…… 7
特報 3	出光興産(株)北海道製油所屋外タンク貯蔵所…… 10 火災の火災原因調査結果

平成16年8月号 No.401

巻頭言 有事法を「絵に描いた餅」にしないために

## TOPICS

消防団参加促進パンフレット(リーフレット)の作成	12
平成16年度における総合防災訓練の実施	14
安全功労者表彰式の開催	16
全国危機管理主管部局長会議の開催結果	17

## Report

平成16年(1月～3月)における火災の概要(概数)	18
平成15年中の危険物に係る事故の概要	20
平成15年度の消防職員委員会の運営状況の概要	22
消火器・防災物品のリサイクル	24

## 緊急消防援助隊情報

平成16年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の開催予定	25
------------------------------	----

## 消防通信～北から南から

福岡県 八女消防本部「歴史と自然に彩られた八女地方」	26
----------------------------	----

## 消防通信～望楼

東京消防庁(東京都)/津市消防本部(三重県)	27
高槻市消防本部(大阪府)/奈良市消防局(奈良県)	

## NEW CONCEPT 列島119

小学校における体験型防火教育への取り組み	28
消防職員による体験型授業「教えて!ファイヤーマン」	

## 広報資料(9月分)

小規模雑居ビルの防火安全対策の徹底	29
「救急の日」及び「救急医療週間」の実施	30

## INFORMATION

6月の主な通知	30
消防庁人事	31
広報テーマ(8・9月分)	31



表紙  
北海道防災消防ヘリ  
「はまなす2号」

# 有事法を「絵に描いた餅」 にしないために



株式会社危機管理総合研究所  
代表取締役研究所長

小川 和久  
(消防審議会委員)

6月14日、国民保護法など有事関連7法が成立した。政府機関の中でも総務省消防庁の取り組みは群を抜いており、心強いかぎりだ。消防庁は国民保護推進本部、国民保護室と国民保護運用室を設置、運用室のトップには初めて陸上自衛隊の1佐が任命された。有事において国民の安全を確保する態勢は着実に整備されつつある。

しかし、政策に関わる専門家の一員として政府の危機管理全体を見渡し、「それで国民を守ることができるのか」と自問するなら、合格点にはほど遠いと言わざるを得ない。せっかく整備した法律や制度を「絵に描いた餅」にしないための条件、つまり「縦割り行政を克服し、政府の全力を国民の安全のために集中するシステム」が不在だからである。

その条件とは「緊急事態基本法」と「基本法を機能させるための組織」である。前者は来年の通常国会で成立させる方向で動き出しているところから、今後の整備が期待できるだろう。問題は後者の「基本法を機能させるための組織」のほうだ。これが基本法とともに「車の両輪」を形成しないことには、有事に関する法律も制度も十分に機能できない。

ところが、かねて私が提案してきた緊急事態管理庁(日本版FEMA、提案によっては「危機管理庁」ともいう)にしても、「新たな省庁の設置は行政改革に逆行する」という意見もあって、基本法に「首相を補佐する機能の強化」が盛り込まれることになったものの、議論が始まる気配さえない。不要な部分を削り、必要な組織や機能を備えていくのが行政改革ではないのか。

私は、国家の安全保障と危機管理に関する大部分の問題について、首相官邸ならびに内閣官房と作業している立場からして、首相に直属する米国の国家安全保障会議(NSC)に当たる組織があり、その下に防衛庁(自衛隊)と並んで消防・警察・自治体などを調整する組織(私のいう「緊急事態管理庁」)があって、これらを国家の安全保障と危機管理に関する2本柱としないことには、国民の安全を図ることはできないと考えている。

これは、日本の道路整備の現状を見れば理解できることだ。

国家建設の目標は、国民に安全と繁栄と自由を保証することであり、道路整備もまた、その中に位置づけられなければならない。ところが、これは委員を務めた国土交通省の道路に関する研究会で私が明らかにした問題点でもあるが、日本の道路で安全、つまり国防・防災・救急救命などを意識して整備されたものは皆無と言って過言ではない。

それは、国土交通省、防衛庁、警察庁、総務省(消防庁を含む)、厚生労働省、外務省などを総合調整する機能が政府に備わっていない結果である。同様の問題はどこにでもある。これで有事関連法を本当に機能させられるのか。いま一度、考える必要がある。

# 消防の動き



平成16年  
8月号

No. 401

都道府県の地域防災力・危機管理能力についての  
自己評価結果

防火対象物定期点検・報告の実施の推進

出光興産(株)北海道製油所屋外タンク貯蔵所火災の  
火災原因調査結果

消 防 庁



## 都道府県の地域防災力・危機管理能力についての自己評価結果

### 防災課

地域の防災力・危機管理能力を向上させていくためには、まずその前提として、地方公共団体が自らの取り組みについて、現状はどうか、どこが不十分なのか、などといったことについて、自己分析を行うことが必要です。

消防庁では、平成15年10月に、このような自己評価を行うための「防災力評価指針」の案を取りまとめ、これに基づいたチェック項目に答えていただく形で、各都道府県による試行的な自己評価を実施しました。

その結果の概要についてお知らせする前に、今回の試行的自己評価を実施した趣旨、その性格等、留意していただきたい点をいくつかお知らせします。

### 1 趣旨

自己評価により、自らの取り組み状況や課題等について総点検し、より充実した防災体制の検討・整備に役立てようとするものです。

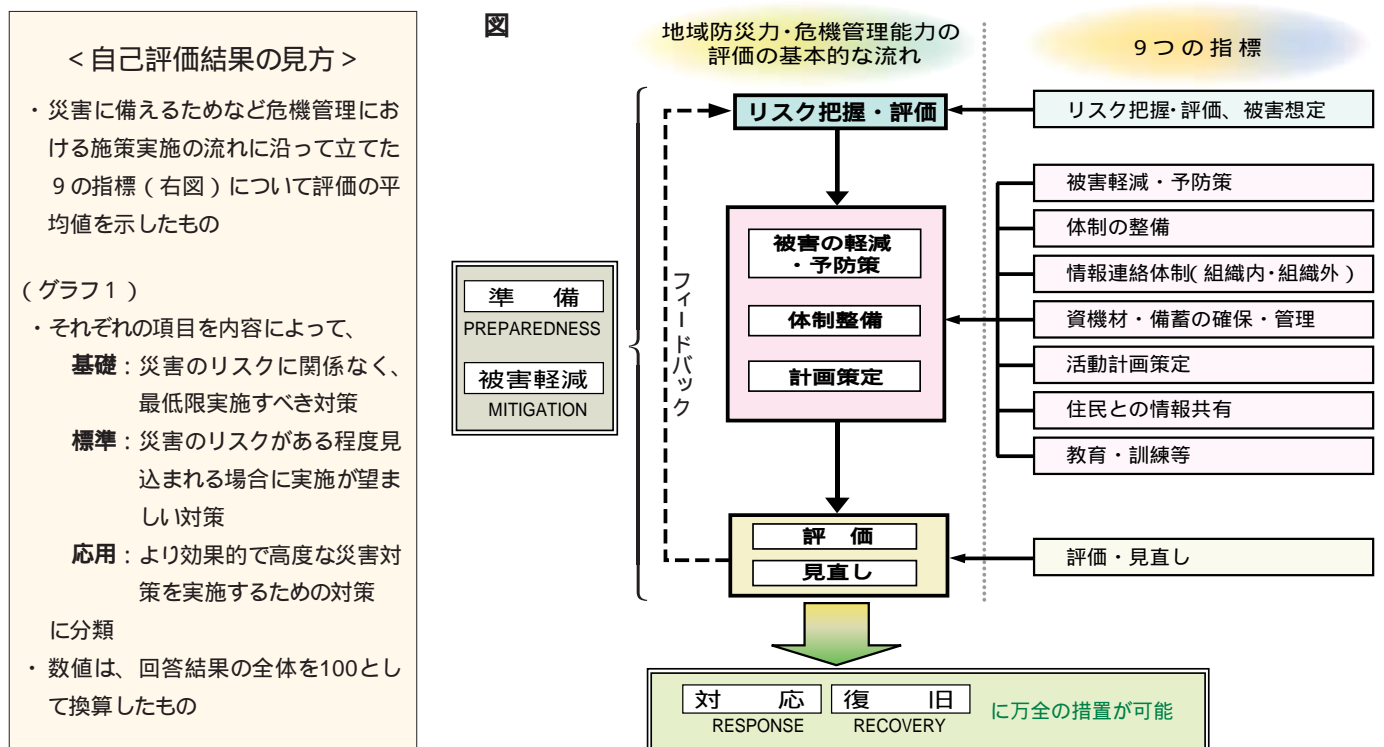
### 2 留意点

今回の評価は各団体の自己評価として試行的に行ったものであり、質問に対する回答選択肢の判断基準が各団体によってばらついていることが想定されます。

質問の仕方も完璧なものではなく、今後より有効な評価のための手法となるよう修正、変更を加えていくことを予定しています。

評価は、択一式の質問に対する回答に基づくものであり、地域の防災力を順位付けする性格のものではありません。

災害のリスクは地域によって大きな差があり、そのリスクに応じた体制が必要なため、リスクの高い地域は一般に防災体制の強化に力を入れていることから評価が上がると思われるため、一概に数値のみを比較してその地域の防災体制の良し悪しを判断すべきものとは考えていません。



## 評価結果

### 3 総合的な評価

#### 〔施策等の評価・見直しが大きな課題〕

「評価・見直し」は、各施策のさらなる充実・強化に密接に関連することから、今後、訓練や実際の災害対応を通じて、施策等を適切に評価し見直していくというプロセスをより重視していく必要があると考えられます。(グラフ1参照)

### 4 各指標ごとの評価結果

#### リスク把握・評価、被害想定

地震災害対策が高いのに比べ、風水害その他の災害対策が低い水準となっています。(グラフ2参照)

#### 被害軽減・予防策

活動拠点等の整備は進んでいますが、「災害対策拠点の被害軽減」は十分とは言えず、公共施設等の耐震性の強化が急務と言えます。(グラフ3参照)

#### 体制の整備

災害発生時の体制整備は進んでいますが、民間・ポ

ランティアとの情報交換等が課題です。(グラフ4参照)

#### 情報連絡体制

全般的に高い水準にありますが、災害時要援護者対策など応用面が課題です。(グラフ5参照)

#### 資機材・備蓄の確保・管理

基礎的な資機材の整備は高い水準にありますが、防災資機材の流通備蓄や配布の優先順位など応用面が課題です。

#### 活動計画策定

基礎的な計画策定は高い水準にありますが、業務マニュアル(チェックリスト)等の有無についてはばらつきが大きいようです。

#### 住民との情報共有

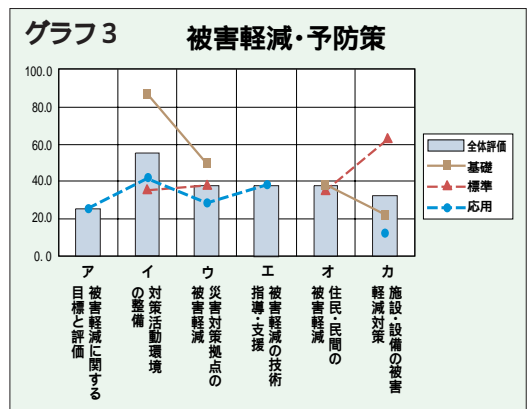
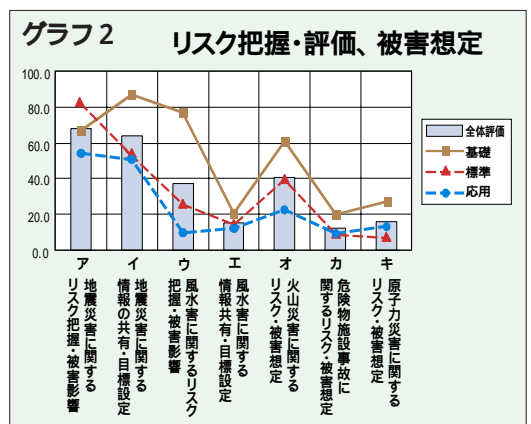
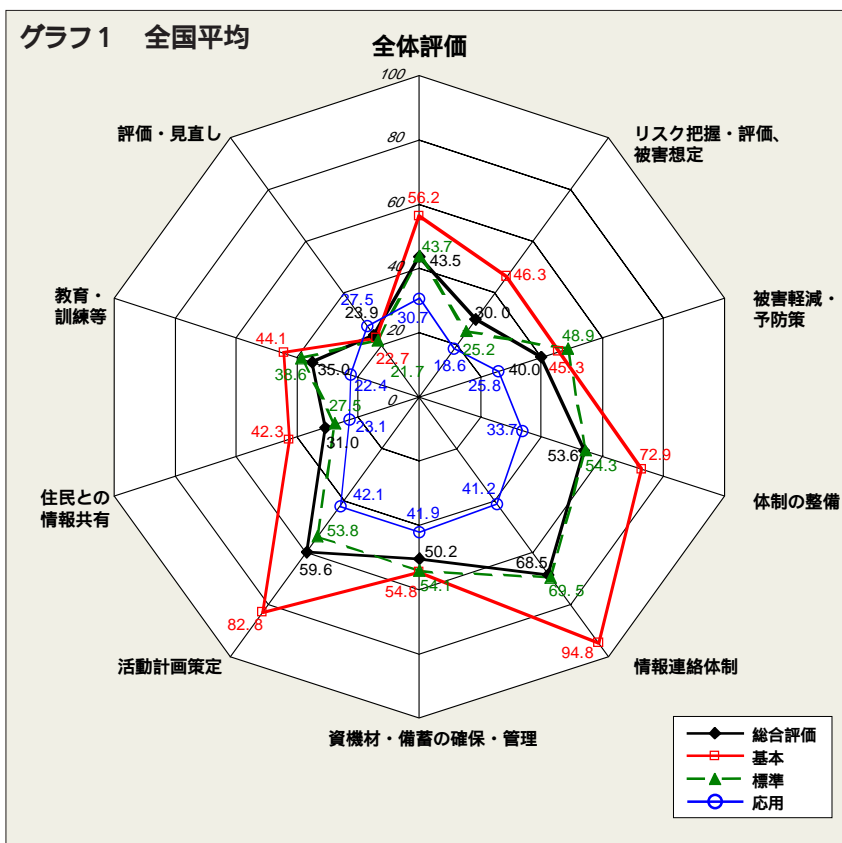
全体的に取り組まれていません。

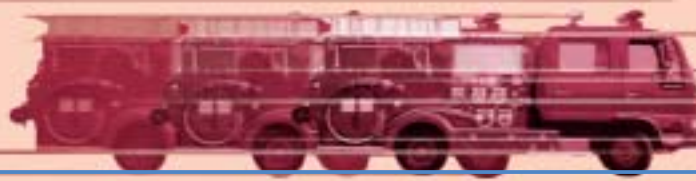
#### 教育・訓練等

全体として取り組まれていませんが、地震災害に関するものは優先して実施されています。

#### 評価・見直し

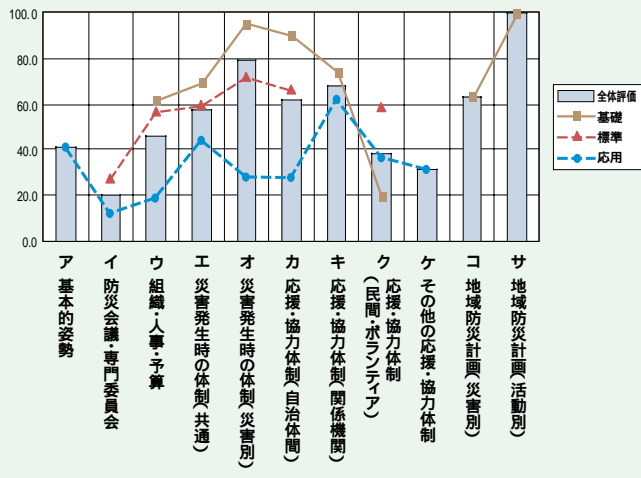
地域防災計画の見直しを除き、他の項目は総じて低い水準です。





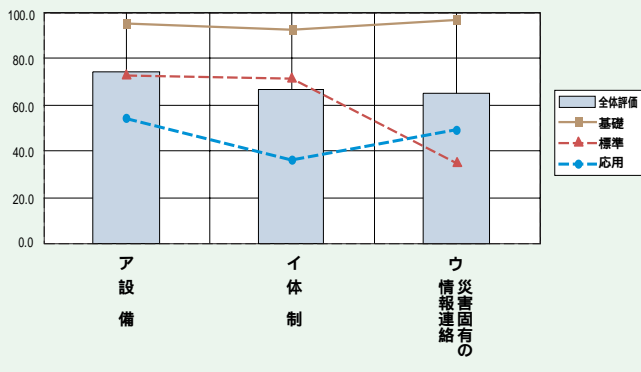
グラフ4

## 体制の整備



グラフ5

## 情報連絡体制



## 5 その他

評価結果に基づき、いくつかのグループに分けて比較した結果は次のとおりです。

他の地域に比べ、東海地震の地震防災対策強化地域を含む地域は高く、昨年12月に地域指定のあった東南海・南海地震防災対策推進地域は低い結果となっています。

この理由としては、東南海・南海地震に係る長期評価が発表されたのが平成13年と、東海地震に比べ、切迫性が指摘されてからそれほど時間が経過していないことなどが考えられます。

危機管理専門職をある程度前から設置している団体は高い水準です。部次長級以上の防災・危機管理専門職を平成10年以前から設置されている団体と平成16年4月現在も設置していない団体とを比較した結果であり、前者については、すべての項目にわたり高い評価結果となっています。

これは、危機管理を組織的に行っている団体は、組織面だけでなく、各種の施策についても対応しているところが多いことを示しています。

## 6 自己評価の実施に当たっての課題と有効な活用への期待

### 1 実施に当たっての課題

- ・回答基準をより明確にし、回答しやすくなるよう、質問を一部修正することとしています。
- ・質問内容については、時代の変化に対応し、防災施策を的確に反映させた内容となるよう、常にこれを改善・充実していくことが不可欠です。また、質問項目の配列の工夫が必要と考えています。

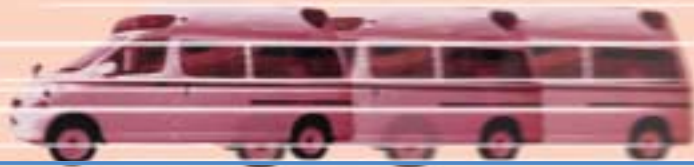
### 2 地方公共団体での有効活用への期待

防災力評価指針による自己評価を通じて、次のような有効活用が図られることを期待しています。

- ・首長・議会・一般住民への現状報告に使用し、防災意識の向上につなげる。
- ・予算の重点配分を検討するためのツールとして活用する。
- ・これまで予算に反映されてこなかった分野についても評価を行うことにより、総合的な防災施策の企画立案につなげる。
- ・地域防災計画等の防災に関する基本的政策の見直し、評価結果に対してどのような影響を与えるかを検証し、その見直しの効果を測定する。
- ・市町村において自己評価を実施してもらい、県の市町村に対する指導・助言の参考とする。
- ・住民が地方公共団体の防災力を客観的に数値等により認識することにより、住民自身の取り組み（いわゆる自助・共助）と行政施策（いわゆる公助）との適切な役割分担や連携を図る上で、何が必要か明らかにする。

その他、国の防災対策を重点的に展開するための基礎資料としても活用していきます。

なお、詳細は、消防庁ホームページでご覧になれます。  
(アドレス：[http://www.fdma.go.jp/html/new/pdf/040621\\_todouhukuken.pdf](http://www.fdma.go.jp/html/new/pdf/040621_todouhukuken.pdf))



# 防火対象物定期点検・報告の実施の推進

防火安全室

## 1 制度の目的

平成13年9月1日に新宿区歌舞伎町で発生したビル火災は、44人もの死者を出す大惨事となりましたが、小規模なビルにもかかわらず大きな被害が発生したことの主な要因の一つとして、消防法令等が遵守されていなかったことが挙げられています。防火対象物の火災予防上の安全は、防火対象物の管理権原者自身が消防法令を遵守して防火対象物の管理を行うことにより確保することが原則ですから、管理権原者に火災の予防に関する専門的知識を有する者の定期的な点検を義務付けることにより、消防法令による基準の適合確保を図ることを目的とし本制度が創設されました。

また、消防法令に適合している防火対象物について一定の表示を付することにより、外観からは判断が困難な防火対象物の消防法令の適合状況について、防火対象物

の利用者にわかりやすく情報提供することができることとなりました。

## 2 報告の期限

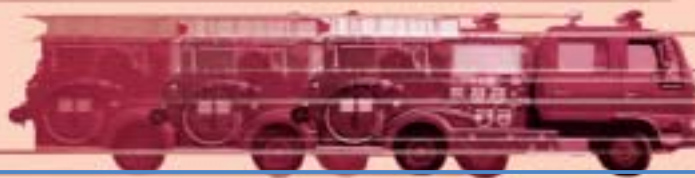
消防法第8条の2の2の防火対象物定期点検報告制度（平成15年10月1日施行）に基づく**点検・報告の期限**（法第8条の2の3に基づく特例認定を受けているものを除く。）が**本年9月末日**に迫っています。

## 3 周知徹底

消防庁においては「防火対象物定期点検報告の実施の周知徹底について」（平成16年6月7日付消防安第105号）を発出し、関係者への周知徹底を図るとともに、リーフレット（下の写真参照）を違反是正支援センターと共同で作成、消防本部へ配布し、さらなる実施の推進を図っています。



「防火対象物定期点検報告制度」の実施の周知徹底を図るためのリーフレット



## 防火対象物の定期点検報告を要する対象

消防法第8条第1項の規定の適用を受ける特定用途防火対象物（表1参照）であって、収容人員が300人以上のもの又は一階段のもの（特定用途部分が地階又は3階以上の階（避難階は除く。）に存するもので、当該階から避難階又は地上へ直通する階段が二以上設けられていないもの。）としています。（表2参照）

(表1)

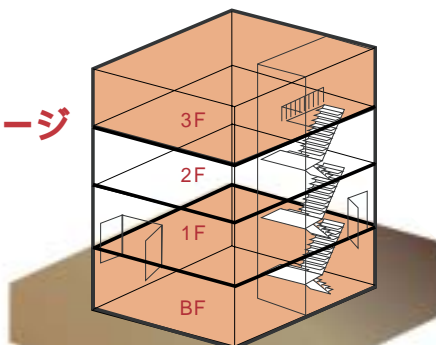
	用 途
1	1) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	2) 公会堂又は集会場
2	1) キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	2) 遊技場又はダンスホール
	3) ファッションマッサージ、テレクラなどの性風俗営業店舗等
3	1) 待合、料理店その他これらに類するもの
	2) 飲食店
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
6	1) 病院、診療所又は助産所
	2) 老人福祉施設、有料老人ホーム又は精神障害者社会復帰施設等
	3) 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校
7	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
8	複合用途防火対象物のうち、その一部が1から7に該当する用途に供されているもの
9	地下街



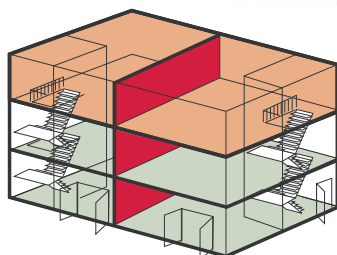
(表2)

防火対象物 全体の収容人員	30人未満	30人以上 300人未満	300人以上
点検報告義務 の有無	点検報告 の義務は ありません。	次の1及び2の条件に該当する場合は点検報告が義務となります。 1. 特定用途(表1の1から7に該当する用途のこと)が3階以上の階又は地階に存するもの 2. 階段が1つのも(屋外に設けられた階段等であれば免除)	すべて点検報告の 義務があります。

### 点検報告が必要な 防火対象物のイメージ

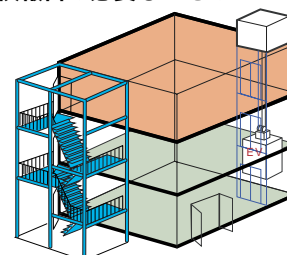


特定用途に供される部分



注1 階段が2つある場合でも、**間仕切り等**により1つの階段しか利用できない場合

### 点検報告の必要ないもの

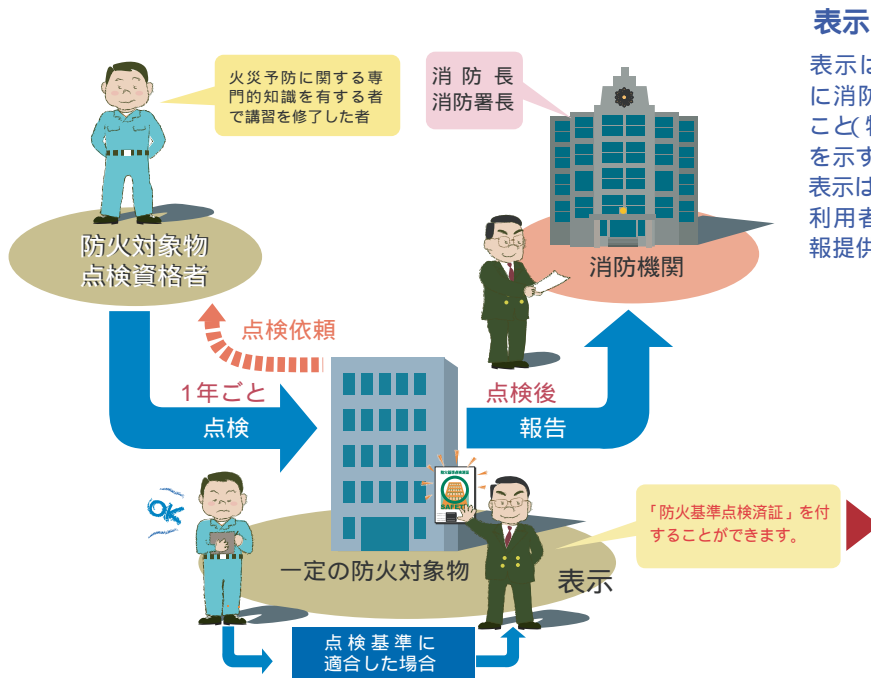


注2 階段が1つしかない場合でも、その階段が屋外に設けられている場合



## 防火対象物定期点検報告制度の概要

一定の防火対象物（消防長又は消防署長から特例認定を取得したものを除く。）の管理権原者に対し、防火対象物点検資格者による点検を義務付け、その結果について1年に1回消防長又は消防署長へ報告を行わなければならないこととするとともに、消防法令の遵守状況及び点検結果が優良なものについては、その旨の表示をすることができる制度です。



### 表示

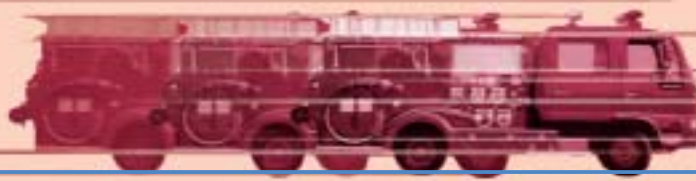
表示は、防火対象物の全ての部分が、点検時に消防法令に係る点検基準に適合していること（特例認定を受けている部分を含みます。）を示すものです。  
表示は、見やすいところに付されることにより、利用者に点検基準に適合していることを情報提供するものです。



## 特例認定の概要

防火対象物定期点検報告が義務となる防火対象物のうち、一定の期間以上継続して消防法令を遵守しているものにあつては、防火対象物の管理権原者の申請に基づき、消防長又は消防署長の行う検査の結果、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合に、点検・報告の義務を免除することとしています。





# 出光興産(株)北海道製油所屋外タンク貯蔵所 火災の火災原因調査結果

危険物保安室・特殊災害室・防火安全室・消防研究所

## 1 はじめに

平成15年9月26日4時50分頃発生した十勝沖地震（M8.0）により、苫小牧市の出光興産(株)北海道製油所で屋外タンク貯蔵所（30006）のリング火災が発生し、さらに、その2日後には、別の屋外タンク貯蔵所（30063）のタンク全面火災が発生し、全国規模での緊急消防援助隊の出勤、泡原液の調達等を実施する大災害となりました。

消防庁では、2件目の火災が発生した28日に消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の火災原因調査を実施することとし、併せて同法第35条の3の3の規定に基づき独立行政法人消防研究所に調査要請しました。

## 2 火災原因等

### 1 30006タンク

#### (1) 出火日時等

出火：平成15年9月26日（金）4時51分頃

鎮火：平成15年9月26日（金）12時09分

#### (2) 出火場所等

30006原油タンク浮き屋根周辺、周辺防油堤内及びタンク北側配管付近の3箇所

#### (3) 発災施設の概要

浮き屋根式円筒貯槽（FRT）直径：42.7m、高さ：24.39m

許可容量：32,778kl（出火時残量：31,160kl）

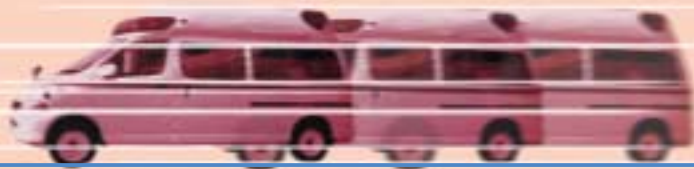
危険物の品名：第4類第1石油類（原油）

#### (4) 出火原因

やや長周期の地震動によりタンクの液面のスロッシングが生じ、浮き屋根が大きく揺動したことにより、タンク内部の原油が浮き屋根上や防油堤内に溢流・漏洩し、可燃性蒸気が浮き屋根上や防油堤内に滞留した。このほか、タンク浮き屋根上に溢流した原油がルーフトレン配管を経由して防油堤内に漏洩し、可燃性蒸気が防油堤内に滞留した。着火源としては、浮き屋根の揺動に伴う浮き屋根とタンク上部の附属設備との衝突時、あるいは、測定小屋の浮き屋根上



出光興産(株)タンク火災



への落下に伴う摩擦衝撃による火花の可能性が高い。

また、当該タンク周辺の配管近傍の火災は、地震により当該配管に生じた破断部から原油が漏洩し、それにタンク上部で発生した火災が延焼した可能性が高い。

なお、当該タンク周辺の防油堤内で確認された火災についても、スロッシングにより漏洩した原油に、タンク上部で燃焼している溢流原油がスロッシングにより飛散し、延焼していった可能性が高い。

## 2 30063タンク

### (1) 出火日時等

出火：平成15年9月28日(日)10時45分頃

鎮火：平成15年9月30日(火)6時55分

### (2) 出火場所等

30063ナフサタンク

### (3) 発災施設の概要

浮き屋根式円筒貯槽 (FRT) 直径：42.7m、高さ：24.39m

許可容量：32,779 $kl$  (出火時残量：26,874 $kl$ )

危険物の品名：第4類第1石油類 (ナフサ)

### (4) 出火原因

やや長周期の地震動の影響により当該タンクの浮き屋根が火災の前日に油中に沈没したため、ナフサの揮発防止のために消火用の泡を放出してナフサの

液面を密封していた。当日の強風により泡が押し流されて液面が露出し、揮発したナフサが可燃範囲 (1.5vol%~7.6vol%) となっていた。着火源について種々検討したが、時間の経過とともに泡が消えて水溶液に戻り、この水滴がナフサ中を沈降する際、ナフサが帯電 (沈降帯電) し、発生した電荷が液面上に取り残されている泡に蓄積され、この泡とタンク側板、あるいは、タンク側板と接触している泡との間で放電し、出火した可能性が残った。

## 3 今後の対応

今回のタンク火災に共通する原因としては、やや長周期の地震動により苫小牧地域においてこれまで想定されていた以上のスロッシング現象 (液面揺動) が生じ、浮き屋根が大きく揺動して損傷、沈下等が発生したことが挙げられます。

そのため、危険物施設の安全を確保するため、次の対策を講じることとします。

- 1 地域特性を考慮した液面揺動高さの見直しと液面管理
- 2 液面揺動高さに応じた浮き屋根耐震性能の強化
- 3 液面揺動に伴う浮き屋根と設備等との衝突防止対策の徹底
- 4 事業者が行う応急措置等防災業務の適正化



タンク火災の消火の様様

# 消防団参加促進パンフレット(リーフレット)の作成

消防課

消防団は、地域の安全・安心を確保するため、消防防災の中核的存在として今後とも大いに活躍することが期待されています。しかしながら、社会環境の変化等に伴い、消防団員数の減少、消防団員のサラリーマン化（総消防団員数の約7割）や中高年齢化等の様々な課題に直面しています。

こうしたなか、平成15年12月の消防審議会答申において、地域の消防防災力を向上させるため、消防団員数の目標を100万人以上（うち女性消防団員数を10万人以上）とすることなどの提言がなされたところであります。

そこで、この答申を踏まえ、小学生、中学生・高校生、大学生・専門学校生、女性、社会人（サラリーマン）及び事業所と幅広い層を対象に、消防団活動の理解を深めるとともに、消防団への参加促進を図ることを目的として、消防団参加促進パンフレット（リーフレット）を作成しました。

市町村、消防本部及び消防団におかれては、配付しましたパンフレット等を有効に活用いただき、消防団の確保に努めていただきますようお願いいたします。

## 【概要】

- 1 小学生向けパンフレット
  - ・目的：消防団活動への理解の促進
  - ・仕様・作成枚数：A4カラー8ページ。20万部を作成
  - ・配付先：都道府県、市町村、消防本部及び消防団等に配付
- 2 中学生・高校生向けリーフレット
  - ・目的：消防団活動への理解の促進
  - ・仕様・作成枚数：A3カラー二つ折。20万部を作成
  - ・配付先：都道府県、市町村、消防本部及び消防団等に配付
- 3 大学生・専門学校生向けリーフレット
  - ・目的：消防団活動への理解促進及び消防団への参加促進
  - ・仕様・作成枚数：A3カラー二つ折。20万部を作成
  - ・配付先：都道府県、市町村、消防本部及び消防団等に配付
- 4 社会人(サラリーマン)向けリーフレット
  - ・目的：消防団活動への理解促進及び消防団への参加促進
  - ・仕様・作成枚数：A3カラー二つ折。55万部を作成
  - ・配付先：都道府県、市町村、消防本部及び消防団等に配付
- 5 女性向けリーフレット
  - ・目的：消防団活動への理解促進及び消防団への参加促進
  - ・仕様・作成枚数：A3カラー二つ折。55万部を作成
  - ・配付先：都道府県、市町村、消防本部及び消防団等に配付
- 6 事業所向けパンフレット
  - ・目的：消防団への理解促進及び消防団活動への協力依頼
  - ・仕様・作成枚数：A4カラー8ページ。5万部を作成
  - ・配付先：都道府県等に配付



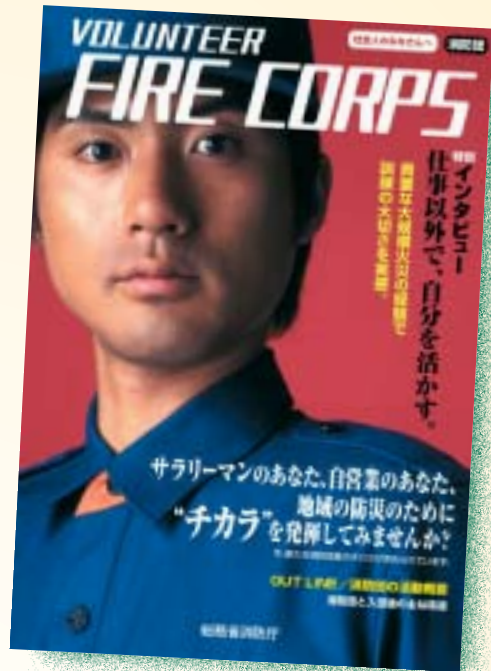
<小学生向け>



<中学生・高校生向け>



<大学生・専門学校生向け>



<社会人向け>



<女性向け>



<事業所向け>

# 平成16年度における総合防災訓練の実施

## 震災等応急室

災害が発生した場合においては、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関等が一体となって、国民と連携しつつ対応することが求められます。

このような国の行政機関等の災害への対応に関しては、災害対策基本法、防災基本計画、その他の各種規定等に基づき防災訓練を行うことが定められており、中央防災会議では、毎年度、「総合防災訓練大綱」を定め、防災関係機関が相互に連携して、防災訓練を総合的かつ計画的に実施する際の指針を示すとともに、これと併せて、昨今の社会状況等を踏まえ、防災訓練を通じて、より多くの国民が防災に関する意識を高めることができるよう、訓練を実施する際の基本的な考え方について示しています。

平成16年4月20日に開催された中央防災会議において「平成16年度総合防災訓練大綱」が決定され、政府が9月1日に実施する総合防災訓練及び地方公共団体等における防災訓練等について、その実施の際の指針と基本的な考え方が示されました。

以下、その概要について紹介します。

### 平成16年度総合防災訓練の目的及び基本方針

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する準備の検証・確認及び国民に対する防災意識の高揚です。具体的には、

- (1) 防災訓練を通じて、防災関係機関の平時からの組織体制の機能確認、評価等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化を図ること
- (2) 国民一人ひとりが、防災訓練に際して、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができるよう、国民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること
- (3) 行政機関、民間企業を通じた防災担当者の平時からの自己研鑽・自己啓発等が社会の災害対応力向上に直結することにかんがみ、各防災担当者が日常の取り組みについて検証、評価する機会とすることとされています。

また、防災訓練実施に当たっての基本方針は、実践的、効果的な訓練の推進と訓練の評価、国の積極的訓練支援等、広報の充実と国民参加型訓練の工夫・充実、年度を通じた計画的訓練の推進とされています。

### 政府における総合防災訓練の概要

政府における総合防災訓練は、地震を想定した訓練、原子力災害を想定した訓練及びその他の各種災害を想定



大規模災害を想定した図上訓練の様相（麻生総務大臣への被害状況の報告）

した訓練を実施することとしています。

地震を想定した訓練として、9月1日に、東海地震及び南関東地域直下の地震に係る訓練をそれぞれ次のとおり実施します。

### 1 東海地震に係る訓練

政府本部運営訓練及び現地訓練を実施します。

政府本部運営訓練は、内閣総理大臣を始めとする全閣僚が参加して、地震発災前の訓練、地震発災後の訓練、情報の収集・伝達・処理に関する訓練、広報に関する訓練を実施します。

現地訓練は、関係省庁の現地本部要員を静岡県庁に派遣しての現地本部開設、運営訓練を実施するとともに、静岡県総合防災訓練と連携し、警察庁（広域緊急援助隊）、消防庁（緊急消防援助隊）、海上保安庁及び陸・海・空の統合運用の自衛隊による東海地震対応では初の大規模な広域災害応急対策訓練や実動省庁と連携した航空機等による広域医療搬送訓練を実施します。また、静岡県総合防災訓練現地会場（御殿場市）に政

府調査団を派遣します。

### 2 南関東地域直下の地震に係る訓練

対象地域（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）の地方公共団体等が行う広域的な八都県市合同防災訓練と連携して、地震災害応急対策訓練を実施するとともに横浜市訓練会場に政府調査団を派遣します。

#### 地方公共団体等における防災訓練等

災害発生時における初動対応を直接担うのは、地方公共団体であり、関係防災機関及び住民、事業所等との連携、協力を得て、地域の防災体制が十分その機能を発揮するよう努めることが求められます。

このため、地方公共団体、指定地方公共機関等の地域の防災関係機関は、自衛隊、海上保安庁等、国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体等及び地域住民とも相互に適切な役割分担を行いつつ、連携した訓練を一体的に実施し、地域の災害対応力が向上するように努めてください。



埼玉県入間市を主会場に行われた平成15年度の八都県市合同防災訓練（写真上下とも）

# 安全功労者表彰式の開催

総務課

安全功労者表彰は、毎年7月1日を「国民安全の日」とし、「国民一人ひとりがその生活のあらゆる面において、施設や行動の安全について反省を加え、その安全確保に留意し、これを習慣化する気運を高め、産業災害、交通事故、火災等国民の日常生活を脅かす災害の発生の防止を図る」という趣旨に基づき、行われているものです。

## 1 平成16年安全功労者内閣総理大臣表彰式

去る7月1日(木)10時から内閣総理大臣官邸において、小泉純一郎内閣総理大臣、林省吾消防庁長官など多数の方々のご臨席のもと盛大に挙行されました。今回は、

消防関係として3個人と2団体が受賞され、内閣総理大臣から表彰状を授与され、最後に受賞者を代表し、清水美代子喜多方市婦人消防隊隊長が謝辞を述べ終了しました。

## 2 平成16年度安全功労者消防庁長官表彰式

去る7月5日(月)14時からスクワール麹町(東京都千代田区麹町6-6)において盛大に挙行されました。今回は15個人と17団体が受賞し、林省吾消防庁長官から表彰状を授与され、最後に受賞者を代表し、自念孝成城火災予防協議会会長が謝辞を述べ、終了しました。

### 内閣総理大臣表彰受賞者(個人の部)

卯月 庸堯(千葉県・鎌ヶ谷市危険物安全協会 会長)  
丹羽 政子(岐阜県・各務原市女性防火クラブ 会長)  
山田 峯一(東京都・本田防火管理研究会 会長)

### 内閣総理大臣表彰受賞者(団体の部)

喜多方市婦人消防隊(福島県)  
砥用町原町区(熊本県)



安全功労者内閣総理大臣表彰式



安全功労者消防庁長官表彰式

### 消防庁長官表彰受賞者(個人の部)

金田 昭夫(北海道・北見市防火協会 会長)  
玉田 一至(北海道・札幌西区防火管理者協議会 会長)  
小島 武夫(茨城県・下妻結城郡地区危険物安全協会 副会長)  
早川 節夫(茨城県・大子地方危険物安全協会 会長)  
泉 豊(埼玉県・上尾伊奈防火安全協会 会長)  
小澤 秀子(東京都・品川女性防火の会 会長)  
自念 孝(東京都・成城火災予防協議会 会長)  
森 茂(東京都・京橋危険物安全協会 会長)  
河村きし子(岐阜県・美濃市女性防火クラブ 会長)  
清水 則次(岐阜県・山県市危険物安全協会 会長)  
家亦 尚二(大阪府・東大阪市中防火協力会 副会長)  
秋田善右衛門(大阪府・城東公衆集合場防火協議会 会長)  
納谷 和己(大阪府・西防火管理者研究会 会長)  
後藤 實(兵庫県・東川崎ふれあいのまちづくり協議会 防災部会 防災部会長)  
濱地 信博(福岡県・糸島地区防災協会 会長)

### 消防庁長官表彰受賞者(団体の部)

上富良野町女性防火クラブ(北海道)  
野田村婦人消防協力隊(岩手県)  
山田町婦人防火クラブ連合会(岩手県)  
旭町婦人防火クラブ(栃木県)  
泉火災予防協会(神奈川県)  
財団法人 横浜市防火協会瀬谷支部(神奈川県)  
星井町校下女性防火クラブ(富山県)  
小松市防火協会(石川県)  
上矢作町女性防火クラブ(岐阜県)  
ジヤトコ株式会社自衛消防隊(静岡県)  
城陽自衛消防隊連絡協議会(京都府)  
青山南山婦人防火クラブ(兵庫県)  
布施村布施区(島根県)  
菊川町婦人防火クラブ(山口県)  
萩市越ヶ浜漁協婦人防火クラブ(山口県)  
坂本村木々子地区自主防災会(熊本県)  
東地区火災予防自警団(熊本県)



# 全国危機管理主管部局長会議の開催結果

総務課

平成16年6月29日(火)に、総務省講堂において、都道府県の危機管理主管部局長等約120名が出席し、全国危機管理主管部局長会議が開催されました。

この会議は、国の危機管理・消防防災対策について説明し、地方公共団体における危機管理体制の充実等を図

るために開催され、林省吾消防庁長官の挨拶に引き続き、消防庁のほか、内閣官房、内閣府、警察庁、防衛庁、気象庁、海上保安庁による国の危機管理施策の現状等についての説明が行われました。

## 会議次第

あいさつ

消防庁長官

林 省吾

13:00~13:30

危機管理施策の現状について

・内閣官房内閣審議官

大石 利雄

13:30~14:00

・内閣府大臣官房審議官

原田 正司

14:00~14:20

・警察庁警備局 警備企画課課長補佐

亀井 徹夫

14:20~14:35

・防衛庁国家緊急事態対処検討委員会事態対処法制検討チーム

総括作業部会長

高橋 憲一

14:35~14:50

< 休憩 >

14:50~15:00

・気象庁総務部企画課 防災企画調整官

川津 拓幸

15:00~15:15

・海上保安庁警備救難部 警備課長

山下 政晴

15:15~15:30

消防庁の危機管理施策等について

・防災課長

下河内 司

15:30~15:45

・国民保護企画準備室長

平嶋 彰英

15:45~16:00

・危険物保安室長

梅原 直

16:00~16:10

・消防課長

幸田 雅治

16:10~16:20

・救急救助課長

武居 丈二

16:20~16:30



林省吾消防庁長官の挨拶



全国危機管理主管部局長会議の様相

## 平成16年(1月～3月)における火災の概要(概数)

防災情報室

### 1 総出火件数は対前年同期比1,316件の増加

平成16年(1月～3月)における総出火件数は18,559件であり、前年同期と比べると、1,316件の増加(7.6%)となっています。

これは、おおよそ1日当たり206件、7分に1件の火災が発生したことになります。

これを、火災種別ごとに見ますと次表のとおりです。

種別	件数	構成比(%)	前年同期比	増減数(%)
建物火災	9,608	51.8%	+53	0.6%
林野火災	1,244	6.7%	+422	51.3%
車両火災	1,755	9.5%	-107	-5.7%
船舶火災	27	0.1%	+3	12.5%
航空機火災	3	0.0%	+2	200.0%
その他火災	5,922	31.9%	+943	18.9%
総出火件数	18,559	100%	+1,316	7.6%

構成比・増減数は、小数第4位を四捨五入した値です。

### 2 火災による死者は127人の減少、負傷者は27人の減少

火災による死者は731人で、前年同期と比べると127人の減少(-14.8%)となっています。

火災による負傷者は2,564人であり、前年同期と比べると27人の減少(-1.0%)となっています。

また、放火自殺者等、前年同期より73人少ない1206人となっています。

### 3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)は399人で、昨年に続き年間1,000人に迫るペース

建物火災における死者(放火自殺者等を除く)は、460人ですが、このうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、399人であり、前年同期と比べると42人の減少(-9.5%)ですが、依

然、年間1,000人に迫るペースとなっています。

また、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、86.7%で、出火件数の割合58.5%と比較して非常に高いものとなっています。

### 4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)の60%が高齢者

住宅火災による死者399人のうち、240人(60.2%)が65歳以上の高齢者です。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数の前年同期比は、逃げ遅れ247人(61人の減・-19.8%)、出火後再進入11人(3人の減・-21.4%)、着衣着火24人(2人の減・-7.7%)、その他117人(24人の増・+25.8%)となっています。

### 5 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」

全火災18,559件を出火原因別にみると、「放火」2,387件(12.9%)、「たばこ」1,979件(10.7%)、「放火の疑い」1,790件(9.6%)、「こんろ」1,468件(7.9%)、「たき火」1,465件(7.9%)の順となっています。また「放火」及び「放火の疑い」を合わせると、4,177件(22.5%)となっています。

### 6 消防庁の対策について

#### (1) 住宅防火対策への取り組み

平成15年中の住宅火災における放火自殺者等を除く死者数(概数)は、1,070人(78人増)と昭和61年以来の1,000人超となりました。このうち65歳以上の高齢者は610人(85人増)であり6割弱を占めています。

消防庁では、高齢社会の進展に伴う高齢者の被害を軽減するため、平成3年から住宅防火対策推進協議

会を中心として住宅用火災警報器等の普及など住宅防火対策を積極的に推進してきましたが、近年の住宅火災における死者の急増から、キャンペーン中心の対策には限界があることが指摘されていました。

これに対応するため、平成15年12月24日の消防審議会における、一般住宅に住宅用火災警報器等の設置を義務づけること等を内容とする答申を踏まえ、「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案」を第159回国会に提出しました。

同法案は衆・参両院とも全会一致で可決され、平成16年6月2日に公布されており、今後、住宅に住宅用防災機器（政令で住宅用火災警報器等を定める予定）の設置が義務づけられることとなりました。

消防庁では改正消防法の施行に向け、地方公共団体とともに、国民への住宅用火災警報器等の普及・啓発促進を図っていきます。

## (2) 放火対策への取り組み

放火及び放火の疑いによる火災は、4,177件で、全火災の22.5%を占めています。

消防庁では、平成12年に「放火火災予防対策マニュアル」を作成し全国の消防機関に配布するとともに、平成14年度から学識経験者、消防機関、関係行政機関等からなる検討会を開催し、放火・連続放火に対する具体的な対策とその進め方などについて、検討を進めています。

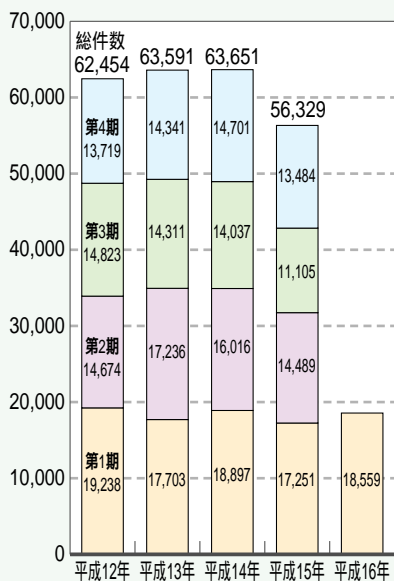
放火火災を防ぐためには、一人ひとりが放火対策を心がけるだけでなく、地域全体として放火されない環境を作ることが重要です。

特に連続放火の発生地域においては、可燃物を放置しない、夜間にゴミを出さない、門灯を終夜点灯するなどの基本的な対策及び関係行政機関と地域住民が協力して、街灯の増設、炎センサー、対人センサーと連動した照明や放火監視機器の設置などの対策を推進するなど、地域全体による、より一層の警戒体制を構築することが必要です。

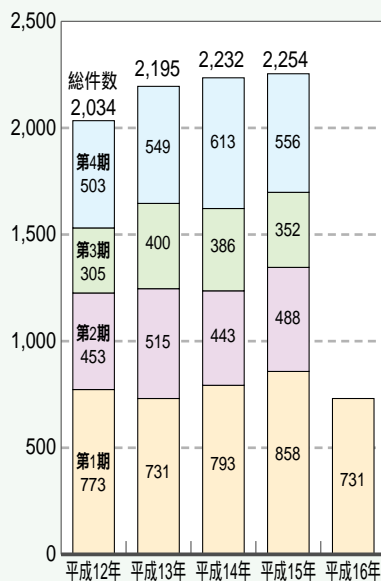
現在、地域が行う取り組みについて地域の現状分析と評価及びその対応策を総合的に行うことができるような仕組みについて検討を進めています。

## 過去5年間の推移

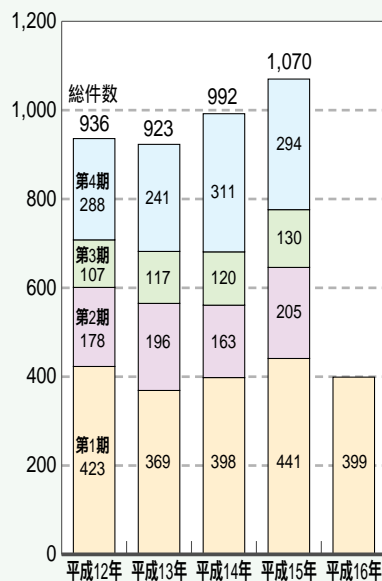
件 全火災の推移



人 死者の推移



住宅火災における死者の推移  
(放火自殺等を除く)



## 平成15年中の危険物に係る事故の概要

### 危険物保安室

平成15年中（平成15年1月1日～平成15年12月31日）に発生した危険物施設における火災・漏えい事故件数は、火災事故が188件（前年170件）、漏えい事故が352件（同331件）で合計540件（同501件）となっており、前年より39件増加し、統計を取り始めて以来過去最高となっている。また、その他の事故（火災、漏えいを伴わない危険物施設の破損等）は109件（同114件）となっている。

表1 平成15年中に発生した危険物に係る事故の概要

事故の態様 発生件数等 区分	危険物に係る事故 発生件数	火 災				漏 え い 事 故			その他 発生件数		
		発生件数	被 害			発生件数	被 害				
			死者数	負傷者数	損害額 (万円)		死者数	負傷者数		損害額 (万円)	
危険物施設	649	188	22	52	167,153	352	0	32	22,277	109	
危険物施設以外	無許可施設	17	12	3	12	10,914	5	0	0	22	0
	危険物運搬中	25	6	1	1	336	19	0	5	985	0
	少量危険物施設	21	6	2	1	6,609	15	0	0	945	0
	仮貯蔵・仮取扱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	63	24	6	14	17,859	39	0	5	1,952	0
合 計	712	212	28	66	185,012	391	0	37	24,229	109	

表2 危険物に係る事故の発生件数等の推移

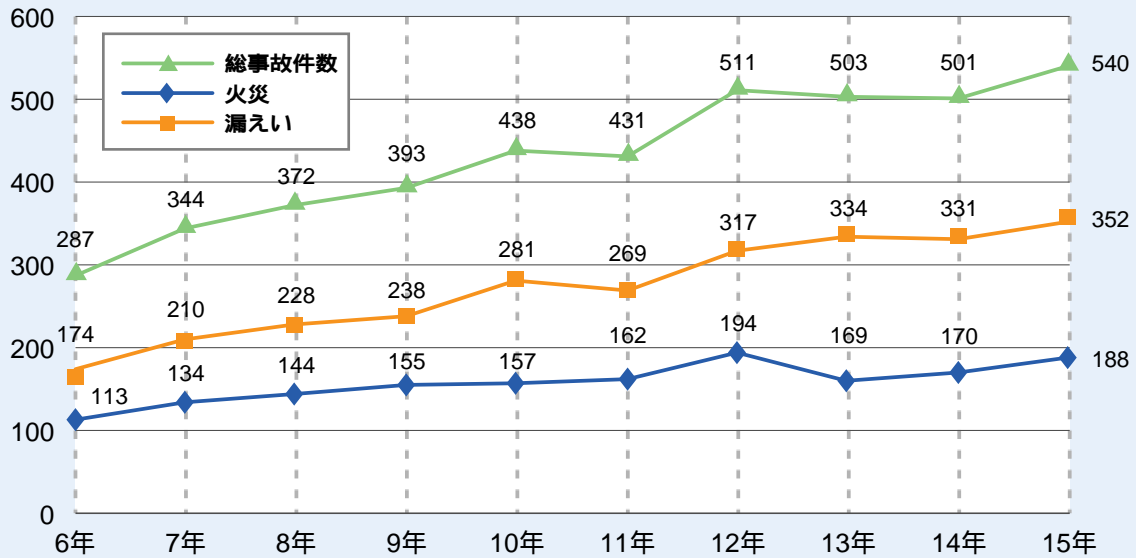
事故の態様 発生件数等 年	危険物に係る事故 発生件数	火 災				漏 え い 事 故			その他 発生件数	
		発生件数	被 害			発生件数	被 害			
			死者数	負傷者数	損害額 (万円)		死者数	負傷者数		損害額 (万円)
平成6年	511	136	7	52	302,298	219	1	18	16,340	156
平成7年	1,828	167	2	101	810,788	383	1	64	298,532	1,278
平成8年	551	173	2	55	358,847	268	0	6	19,985	110
平成9年	558	181	3	57	530,298	266	0	30	20,312	111
平成10年	589	181	5	68	336,679	305	2	31	42,858	103
平成11年	583	188	4	48	548,891	298	1	20	55,323	97
平成12年	672	210	6	60	274,431	348	3	42	52,982	114
平成13年	671	193	7	55	123,230	367	2	47	25,454	111
平成14年	671	191	4	78	160,841	366	4	25	33,160	114
平成15年	712	212	28	66	185,012	391	0	37	24,229	109

(注) 1 危険物施設、無許可施設、危険物運搬中及び仮貯蔵・仮取扱中の火災及び漏えい事故について掲載した。  
 2 平成7年中の漏えい事故の死傷者数には、阪神・淡路大震災により漏えいがあった施設における死者1人、負傷者1人を含む。  
 3 平成12年中の漏えい事故の損害額には、鳥取県西部地震により漏えいがあった施設における損害額を含む。

一方、無許可施設、危険物運搬中等の危険物施設以外での事故は63件(同56件)となっており、その内訳は火災事故が24件(同21件)、漏えい事故は39件(同35件)、その他の事故が0件(同0件)となっている。これらの事故による被害は、火災によるものが死者

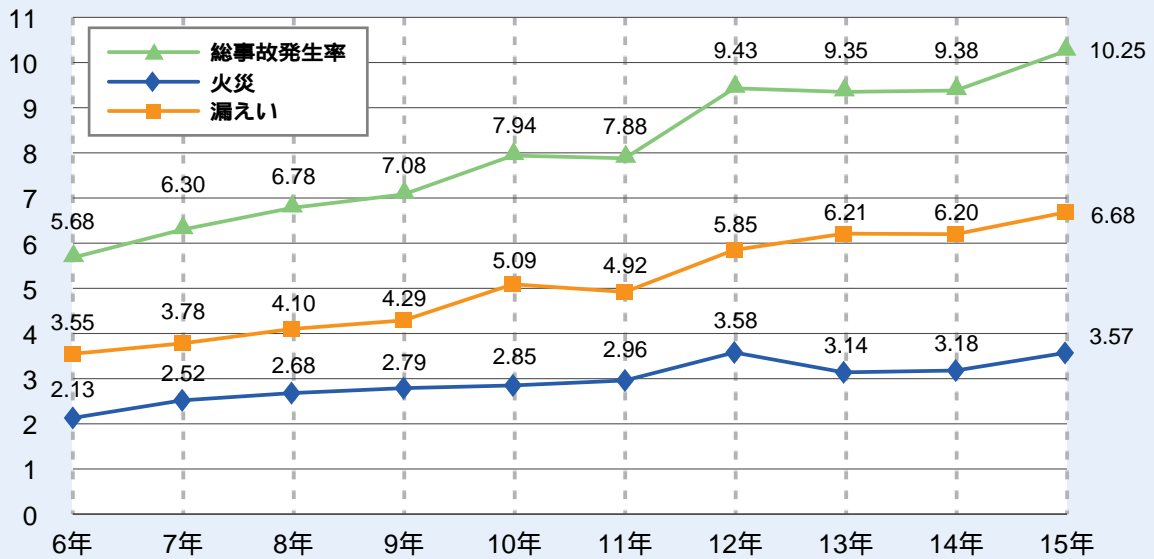
28人(同4人)、負傷者66人(同78人)、損害額18億5,012万円(同16億0,841万円)、漏えい事故によるものが死者0人(同4人)、負傷者37人(同25人)、損害額2億4,229万円(3億3,160万円)となっている。

図1 危険物施設における火災・漏えい事故件数の推移(最近の10年間)



(注) 平成6年北海道東方沖地震及び三陸はるか沖地震、平成7年阪神・淡路大震災、平成12年鳥取県西部地震、平成15年宮城県北部を震源とする地震及び北海道十勝沖地震による事故件数を除く。

図2 危険物施設1万施設当たりの火災・漏えい事故発生率の推移(最近の10年間)



(注) 平成6年北海道東方沖地震及び三陸はるか沖地震、平成7年阪神・淡路大震災、平成12年鳥取県西部地震、平成15年宮城県北部を震源とする地震及び北海道十勝沖地震による事故件数を除く。

# 平成15年度の消防職員委員会の運営状況の概要

消防課

平成15年度消防職員委員会に係る運営状況の調査結果がまとまりましたので、その概要を紹介します。

消防職員委員会の開催状況は、すでに「消防の動き6月号」でも紹介しているとおり、平成7年の消防職員委員会制度施行以来、初めて開催率が100%（平成14年度81.4%）となりました。

消防庁では、本年度も開催率が100%となるよう、全国すべての消防本部を対象に書面調査を行い、運営状況を把握するとともに、直接消防本部に消防庁職員を派遣して意見交換等を行うなど、必要な助言等を継続実施することとしています。

## 1 審議件数

平成15年度は、職員から5,590件もの意見が提出され、消防職員委員会で審議されました。特に14年度は4,867件であったことに比べ、15年度は723件、約15%の増となっています。

また、制度施行以来、合計で約45,000件を超える勤務条件等に関する意見について、審議を重ねてきたこととなります。

## 2 審議結果

審議された意見のうち「実施が適当」とされたものは、全体の44.6%を占め、昨年の42.0%より2.6%の増となっています。

また、審議結果に対する消防長の処置状況については、「実施を決定」及び「実施に向けて検討」としたものは全体の43.8%で、昨年の41.6%より2.2%の増となっています。

全体的に、緩やかな上昇ではありますが、消防職員委員会で審議された意見が着実に実現されてきています。

## 3 平成14年度に審議された意見の実施状況

平成14年度に審議され、消防職員委員会において「実施が適当」とされた意見のうち、消防長の処置により実施に至った件数の割合は、平成15年度末で、58.6%となっています。

このように、平成15年度の結果から、当該制度は運用の改善を図りながら、全国の各消防本部において定着してきているところです。消防庁としては、引き続きこの制度の趣旨に沿った、以下のような運用が図られる必要があると考えます。

委員会の開催時期は、次年度に向けた予算編成作業を勘案し、年度前半の開催が望ましいこと

消防長に審議結果を述べる際は、審議結果の他に、審議結果に至った理由を付言することが望ましいこと

委員会に意見提出した職員各自に対しても、審議結果及び審議に至った理由を伝達・開示することが望ましいこと

以上の内容を本年3月に通知（平成16年3月31日付消防消第77号）しています。

各消防本部においては、今後とも、制度の円滑な運用と定着に努められるようお願いいたします。

## 消防職員委員会運営状況調査の結果

平成16年3月31日現在	消防本部数	886本部
--------------	-------	-------

### 1 規則の制定状況（平成15年度末現在）

制定状況	消防本部数	構成比
制定済み	886本部	100.0%

### 2 委員の構成（平成15年度）

	職員数	構成比
管理職員の数	918人	11.8%
非管理職員の数	6,842人	88.2%
計	7,760人	100.0%

### 3 開催状況（平成15年度）

	本部数	構成比
開催	886本部	100.0%
未開催	0本部	0%
計	886本部	100.0%

## 4 審議状況と処置結果（平成15年度）

### （1）委員会の審議結果

審議意見	審議件数	審議結果				
		実施が 適当	諸課題を 検討	実施は 困難	現行 どおり	その他
勤務条件 厚生福利	2,599 46.5%	1,177 21.1%	699 12.5%	134 2.4%	522 9.3%	67 1.2%
被服・装備品	1,515 27.1%	708 12.7%	405 7.2%	37 0.7%	343 6.1%	22 0.4%
機械器具 その他の施設等	1,476 26.4%	610 10.9%	308 5.5%	70 1.3%	312 5.6%	176 3.1%
計	5,590 100.0%	2,495 44.6%	1,412 25.3%	241 4.3%	1,177 21.1%	265 4.7%

### （2）審議結果に対する消防長の処置結果

消防長の 処置結果 委員会の 審議結果	実施を 決定	実施に 向けて 検討	諸課題を 検討	実施は 困難	対応を 未決定	計
実施が適当	1,145 20.5%	775 13.9%	359 6.4%	195 3.5%	21 0.4%	2,495 44.6%
諸課題を検討	102 1.8%	304 5.4%	746 13.3%	250 4.5%	10 0.2%	1,412 25.3%
実施は困難	2 0.0%	11 0.2%	19 0.3%	200 3.6%	9 0.2%	241 4.3%
現行どおり	63 1.1%	30 0.5%	54 1.0%	933 16.7%	97 1.7%	1,177 21.1%
その他	14 0.3%	3 0.1%	59 1.1%	14 0.3%	175 3.1%	265 4.7%
計	1,326 23.7%	1,123 20.1%	1,237 22.1%	1,592 28.5%	312 5.6%	5,590 100.0%

## 5 平成14年度に審議された意見の実施状況

（平成15年度末現在）

「実施が適当」とされた意見数	既に実施された件数	割合
2,043件	1,198件	58.6%

## 6 平成15年度中に実施した主な意見

### 勤務条件等に関するもの

- ・洋式トイレ（温水洗浄便座）に変更
- ・事務室内全面禁煙及び喫煙所の指定
- ・職員の体のサイズに合わせた仮眠用布団の改善
- ・体力錬成器具の購入
- ・仮眠室の個室化
- ・研修派遣等の人選の職員申告制
- ・B・C型肝炎、結核等検査の定期実施

### 被服及び装備品に関するもの

- ・貸与品のアンダーシャツの素材を吸湿・速乾性のものに変更
- ・作業服を新服制基準に基づく活動服に変更

- ・防火衣をセパレート型に変更
- ・救急隊員用防寒衣の貸与
- ・防火ヘルメットに装着用ライトの導入
- ・救急車及び救急支援車両に感染防止衣を積載
- ・救急車への防刃ベストの積載

### 消防の用に供する設備、機械器具等に関するもの

- ・救急隊用滅菌消毒室の新設
- ・女性消防吏員の宿泊施設を整備し、当直勤務の実施
- ・車庫に排煙装置の設置
- ・全救急隊にバックボードの配備
- ・消防用ホースの定期購入
- ・車両積載携帯電話の設置
- ・仮眠室が2階である署の階段に手摺の設置

## 7 各年度の開催状況

開催年度	消防本部数	開催本部数	開催率
8年度	926本部	792本部	85.5%
9年度	923本部	711本部	77.0%
10年度	917本部	700本部	76.3%
11年度	911本部	654本部	71.8%
12年度	906本部	665本部	73.4%
13年度	902本部	644本部	71.4%
14年度	900本部	733本部	81.4%
15年度	886本部	886本部	100.0%

（各年3月31日現在）

## 8 各年度の審議件数及び審議結果

	審議件数	審議結果				
		実施が 適当	諸課題を 検討	実施は 困難	現行 どおり	その他
8年度	8,765	3,560 40.6%	2,931 33.4%	684 7.8%	1,590 18.2%	
9年度	5,856	2,354 40.2%	1,839 31.4%	495 8.5%	1,168 19.9%	
10年度	5,447	2,196 40.3%	1,765 32.4%	329 6.0%	1,157 21.3%	
11年度	5,026	1,995 39.7%	1,472 29.3%	256 5.1%	1,114 22.2%	189 3.7%
12年度	5,031	2,014 40.0%	1,438 28.6%	269 5.3%	1,125 22.4%	185 3.7%
13年度	4,912	2,052 41.8%	1,384 28.2%	251 5.1%	1,047 21.3%	178 3.6%
14年度	4,867	2,043 42.0%	1,315 27.0%	248 5.1%	1,026 21.1%	235 4.8%
15年度	5,590	2,495 44.6%	1,412 25.3%	241 4.3%	1,177 21.1%	265 4.7%
合計	45,494	18,709 41.1%	13,556 29.8%	2,773 6.1%	9,404 20.7%	1,052 2.3%

\* 審議結果のうち、「その他」については平成11年度より設定

# 消火器・防災物品のリサイクル

## 予防課

平成11年12月19日の内閣総理大臣決定により始められたミレニアム・プロジェクト（新しい千年紀プロジェクト）の目標の一つに、革新的なリサイクル・リユース技術の確立を強力に推進することによる循環型経済社会の早期確立が示されています。

消防分野においては、火災の危険からの安全確保のためには必要不可欠であるが、処理困難廃棄物と

考えられていた消火器・防災物品のリサイクル・リユースに積極的に取り組むこととなり、消防庁を中心として、消防及び環境・廃棄物に係る学識経験者、民間事業者、関係行政機関等からなる「消火器・防災物品リサイクル推進委員会」が設置され、その下に設けられた「防災物品専門部会」「消火器専門部会」において精力的な調査・実験等を進めてきました。

### リサイクル・リユース検討の背景と経緯

消防法では、  
・消防用設備等の設置  
・防災物品の使用等を義務付け

防火安全上、消火器・防災物品の普及は重要

#### 消火器



（課題）  
・圧力容器で処理が困難  
・消火薬剤が分解しにくい

#### 防災物品(カーテン、じゅうたん)



（課題）  
・防災処理薬剤の使用  
・粗大ゴミとして埋立処理

リサイクル・リユースの  
技術の確立  
リサイクル・リユースの  
システムの確立

#### ミレニアム・プロジェクトの目標

消火器について60%  
防災物品について30%  
のリサイクル・リユース率を実現するための  
技術を確立(2004年度)

平成12～15年度の主な取り組みは次のとおりです。

	消 火 器	防 災 物 品
平成12年度	消火器の流通、生産に係る実態の調査	リサイクルの実態、利用できるリサイクル技術の調査
平成13年度	回収・リサイクル方式の検討 火災予防運動で約10万本回収	リサイクル技術の選定とライフサイクルアセスメント(LCA)評価を実施
平成14年度	リサイクルの実態調査 リサイクルシステムの構築・薬剤の肥料化	リサイクル製品の絞込みと事業化方向の提示 コンクリート型枠への再生実験
平成15年度	リサイクル推進の具現化を検討 消火薬剤の検定細則の見直し エコ消火器認定 再生薬剤の利用促進	マテリアルリサイクル事業化への調査 エコタウン事業として事業成立が可能との試算

また、平成12年から毎年度、ミレニアム・プロジェクトの評価を行う「リサイクル・リユース等推進評価・助言会議」が開催されており、消火器・防災物品のリサイクルへの取り組みは高い評価を得ています。

最終年度である平成16年度には、残された課題につ

いて一層精査し、議論を深め、ミレニアム・プロジェクトの目指す「明るい未来を切り拓く核」に達するよう、関係者と協力しながら循環型社会の構築を進めていきます。

(次号以降で消火器・防災物品のそれぞれのリサイクルについて詳しく掲載します。)



## 平成16年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の開催予定

平成16年度の緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練を、下表のとおり10月6日から29日にかけて5つの地域ブロックにて開催する予定です。

緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の目的は「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」の第4章第1節に「緊急消防援助隊の技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て、全国合同訓練及び複数の都道府県を単位とした合同訓練（地域ブロック合同訓練）を定期的実施するものとする。」と規定されています。

これは、緊急消防援助隊として必要な技術水準を維持し、さらに向上させるために、通常の市町村単位での訓練のほかに、都道府県隊として組織的な活動を行い、さらに他の都道府県隊との連携訓練をすることにより、緊急消防援助隊としての消火・救助・救急の効率的な活動体制の強化を図ることを期待するものです。

訓練の内容は、大規模地震の発生を想定し、初動対応である情報伝達・参集訓練から、野営訓練、倒壊建物からの救出救助訓練、中高層建築物における救助・消火訓練、埋没車両からの人命救助訓練等が行われ、各ブロックの実情に応じた訓練が実施されます。あわせて、緊急消防援助隊として消防庁長官の出動指示の対象となるNBC災害に対応するための救助訓練も行われます。

平成15年は宮城県北部地震、三重県ごみ固形燃料発電所火災、栃木県ブリヂストン工場火災、そして十勝沖地

震に引き続き発生した出光興産(株)北海道製油所タンク火災など、緊急消防援助隊が出動する事案が多く発生したことは記憶に新しいところです。同時に、緊急消防援助隊としての訓練を充実させ、さらに緊密な連携の必要性を感じさせられました。

あわせて近年、東海地震等、大規模広域災害発生への切迫性が指摘されています。また、大きく変化する国際情勢に伴い、国内においてもテロ災害の発生が懸念されている状況の中にあって、消防庁では、いつ発生するか分からない各種災害に迅速かつ確に対応するため、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施を通じて各都道府県及び消防本部との連携を密にし、緊急消防援助隊の災害対応能力の強化を推進してまいります。



緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の様相

### 平成16年度 緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練開催予定（開催順）

ブロック	開催時期	開催地	主催者	開催地	参加都道府県
九州	10月6日(水) 野営訓練 10月7日(木) 合同訓練	熊本県	・消防庁 ・全国消防長会九州支部 ・熊本市	熊本市「小島橋地先白川右岸河川敷」(野営・合同訓練会場)	広島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県(9県)
中国 四国	10月13日(水) 野営訓練 10月14日(木) 合同訓練	徳島県	・消防庁 ・中国・四国9県 ・全国消防長会 ・中国支部・四国支部 ・徳島県消防長会	板野町「徳島県立あすたむらんど駐車場」(野営訓練会場) 板野町「大塚製薬株式会社所有地」(合同訓練会場)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県(9県)
近畿	10月22日(金) 野営訓練 10月23日(土) 合同訓練	滋賀県	・消防庁 ・近畿2府7県 ・近畿2府7県消防長会(予定)	大津市「大津市内数箇所」(野営・合同訓練会場)	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県(9府県)
関東 中部 合同	10月23日(土) 野営訓練 10月24日(日) 合同訓練	静岡県	・消防庁 ・緊急消防援助隊関東ブロック中部ブロック合同訓練静岡県実行委員会	[関東ブロック合同訓練] 静岡市「駿府公園内」(野営訓練会場) 清水市「東燃ゼネラル石油(株)清水油槽所」(総合訓練会場) 「主要地方道井川湖・御幸線」( " ) [中部ブロック合同訓練] 浜松市「浜名湖花博庄内(中開)駐車場跡地」(野営、実動訓練)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県(16都県)
北海道 東北	10月28日(木) 野営訓練 10月29日(金) 合同訓練	宮城県	・消防庁 ・緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練推進協議会	仙台市「宮城広瀬総合運動場」(野営訓練会場) 仙台市「アーバンフロント株式会社所有地」(総合訓練会場)	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県(8道県)

上記は、あくまでも予定であり今後変更になる可能性もあります。



福岡県 八女消防本部  
消防長 永野 住男

## 歴史と自然に彩られた八女地方

風光明媚な山々、萌えるような緑に包まれた八女地域を管轄する八女地区消防組合は、1市4町2村（八女市・立花町・広川町・黒木町・上陽町・星野村・矢部村）で構成され、管内の人口は約10万人、面積は福岡県の面積のほぼ1割強にあたる520.44平方キロメートルを有しています。

八女地方は、福岡県南部に位置し、6世紀初めの時代に北部九州を統治した地方豪族「筑紫君磐井」の岩戸山古墳を始めとする歴史の街であるとともに、地形的には、田園風景が広がる筑紫平野の一部として、また、大分県、熊本県を分峯する豊かな森林資源を有する街であります。産業は、全国的に知られている八女茶、電照菊の他にいちご、みかん、キウイ等の農産物が生産され、仏壇、提灯、和紙、灯籠人形等、伝統に輝く匠の技も息づいている伝統工芸の盛んな街でもあります。



山の緩斜面に広がる茶畑

## 八女消防本部の取り組み

### 1. “消防庁 e - カレッジ”の活用開始

消防の動き（平成16年4月号）により紹介されました「防災・危機管理 e - カレッジ」（以下 e - カレッジという）を活用して、八女消防本部において消防団員等を対象に研修を実施しています。

この事業は、福岡県緊急地域雇用創出特別基金事業を活用して、行政情報化推進アドバイザー狭間進先生のご指導の下で行っています。

八女消防本部では、「新時代に即した消防団のあり方に

ついて」等を参考に基礎研修を実施後、5月26日から立花町消防団（団長：松崎博文）を対象として、e - カレッジ集合研修を開催いたしました。防災意識を高めるため、消防庁の修了証に加え、八女消防本部独自の修了証を発行しています。優秀な消防団員には、「防災・危機管理 e - カレッジ指導員」という立場で今後、地域の防災力強化に一役買っていただく予定です。

管轄内他の消防団や地域住民の方々にも積極的に e - カレッジを活用していただくために、こうした指導員の人材育成を進めるとともに、高齢者の方も含めた住民の受講率を高めるためのマニュアル整備にも力を入れています。



郵便配達をお手伝い



IT研修室での集合研修



立花町消防団長  
松崎博文

### 2. “消防団員確保”推進のための一日郵便局長

地域の防災体制の充実の一環として、郵便局と消防本部の連携強化に取り組んでいます。今年、八女郵便局で実施した第70回郵政記念日式典に、八女消防本部の女性消防吏員である大坪舞子消防士が一日郵便局長として参加し、郵便局員はもとより地域住民からも好評を得ました。

また、消防団の充実のためには、郵便局員を始めとする国家・地方公務員等の入団の推奨も重要なこととして取り組む必要があります。このためにも、一日郵便局長は大きな効果を示したものと考えています。

今後とも、地域防災体制の充実強化に向けた消防団員確保や消防団活動の活性化、さらに消防本部、消防団、地域住民の連携した安全、安心の街づくりを目指して行きたいと考えています。

## 近隣住民のチームワークで救出成功

東京消防庁

東京消防庁足立消防署は6月26日、綾瀬東町会長の藤巻榮一さん、大和田美智子さん、大和田稔・タマ夫妻、高藤寿律さん、水落貴光さん、水落正信さん、原沢清・ヨリ夫妻、広木邦昭さん、幸田啓二さんに足立消防署長感謝状を贈呈しました。藤巻会長らは同月24日、町内で発生した住宅火災を発見し、通報、初期消火を行うとともに、逃げ遅れた男性を室内に入って救出、救急隊に引き渡しました。藤巻町会長は「今後も町会として積極的に訓練を行い火災予防に務めます。」と話していました。



町会のチームワークを発揮

## 火災を想定した新任者研修を実施

津市消防本部

津市消防本部は6月8日、津市北部市民センターにおいて「新任者研修」を実施しました。研修には、津地区防火協会（会員数392事業所）に加入している15事業所から新入社員を中心に44名が参加しました。

当日は、火災を想定して煙体験による避難訓練、消火器及び屋内消火栓取扱訓練、応急救護訓練（心肺蘇生法等）を実施しました。参加者は皆一様に真剣な表情で、研修終了後は参加者の9割が、「研修を通して防火・防災の意識が高まりました。」と感想を述べていました。



事業所を守るために

消防通信

望

楼

ぼうろう

## 自衛消防隊訓練セミナーを実施

高槻市消防本部

高槻市消防本部は6月18日、碎石場跡地において「危険物災害に対するセミナー」を実施しました。セミナーでは、危険物施設を有する事業所の自衛消防隊員を対象に、危険物災害に対する迅速適切な対応能力の養成を図ることを目的としました。当日は、「原動機付自転車に給油中に地震が発生し、計量機、原動機付自転車から出火。近くにあった危険物運搬車両に延焼した」との想定で、初期消火、火災防ぎょ訓練を実施。隊員たちは、日頃の事業所での訓練成果を発揮して真剣に取り組んでいました。



消火器を持つ手に緊張が走る

## 幼年消防クラブが庁舎を見学

奈良市消防局

6月17日幼年消防クラブ員186名が、奈良市消防局及び奈良市防災センターを見学しました。揃いの法被を着たクラブ員は奈良市消防局のキャラクター「なっぴい」に迎えられ、消防救助隊の訓練を見学、「ガンバレ、ガンバレ」と隊員と一体となって応援したり、消防車の説明を熱心に受け消防車の前で記念撮影をしました。消防啓発マジックショーでは、小さい箱から「火事救急は119番」と書かれた旗が飛び出すと、園児たちは大喜びで、マジックと「火遊びは絶対にしません」と約束しました。



消防啓発マジックショーの様子

消防通信 / 望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

## 小学校における体験型防火教育への取り組み

### 消防職員による体験型授業「教えて！ファイヤーマン」

幼児期・少年期からの防火・防災意識の育成・啓発を図っていくことの大切さは6月号（No.399）でも触れたところですが、今回は、全国の消防機関が行っている様々な取り組みの中でも、消防職員が実際に勤務している時の服装で小学校に出向き体験型防火教育を行う、札幌市消防局の積極的な防火教育をご紹介します。

#### 「教えて！ファイヤーマン」の概要

##### ～小学校4年生をターゲットに～

札幌市消防局では、将来の札幌市を担う子供に対する防火教育は、まず、今日の子供を取り巻く社会環境の下では災害や事故に遭わないようにする方法や、不幸にしてこれに遭遇した時の対処法を身につける必要があるとの認識のもと、教育委員会及び学校長会と協議した結果、オレンジ色の救助衣や制服姿の消防職員を小学校へ派遣して授業を行うスタイルの防火教育を展開することとなりました。そして、小学校4年生の社会科の単元授業「安全なくらしとまちづくり」の中の2時限（90分間）で授業を行うこととなったのです。この授業には「教えて！ファイヤーマン」という愛称がつけられ、平成15年度は市立小学校20校を講師20名で実施され、今年度は115校を講師58名に拡大して実施されています。

#### 授業の内容～体験重視の授業～

授業は、事前に劇団員から「人を引きつける話し方、動き方」等の指導を受けた消防職員が2名1組となり、実際に勤務している時の服装で行います。

授業のキーワードは、「見る、触れる、体験する」で、具体的な内容としては、スライドによる「消防の仕事」の学習、119番通報の模擬体験、現場で使用する資機材の学習、スモークマシンで発生させた煙の中からの避難体験、消火器による消火訓練などを行います。

資機材の学習では、防火衣や空気呼吸器を実際に着装したり、ホースや管そうを持ったりすることで、その重さや暑さ、火災のにおい等を体感します。また、煙の中からの避難体験では、スモークマシンにより実際に教室内を煙でいっぱいにし、煙の動き方や避難の方法を学びます。

児童にとって、このような授業での「体験」は、まさに「初めて」の連続であり、目を輝かせて授業を受ける（体験する）姿は大変印象的です。



体験型授業「教えて！ファイヤーマン」の様子  
（札幌市消防局提供）

#### 「教えて！ファイヤーマン」の評価と効果

##### ～「児童 家族 地域」の波及効果～

札幌市消防局が小学校の児童及び教諭に昨年度実施したアンケートでは、「“本物”の話には説得力がある」、「実際に体験したことが強く印象に残っている」、「すごくためになったし、たのしかった」など大変高い評価が数多く得られました。

この施策のねらいは、児童が授業で学んだことを家族に伝え、その家族が地域の中で共通の話題として話をする中で、「児童 家族 地域」という防火思想の大きな広がりも期待できます。また、授業の中で、今まさに言われている「命の大切さ」について、消防の視点から強く伝えることで、児童に「命」について考える機会の一役を担っています。

札幌市消防局では、今後も教育委員会及び学校長会との連携のもと、市内全208小学校での「教えて！ファイヤーマン」実施を目指していきたいと意欲を示しています。

（近代消防社 編）

# 小規模雑居ビルの防火安全対策の徹底

## 防火安全室

### 1 防火安全対策のより一層の向上

平成13年9月1日の新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災を契機に、平成14年に消防法の大規模な改正を行い、これ以後、消防法令違反等の是正の徹底を図るため、消防機関による立入検査及び火災の予防に危険と認められる場合の措置命令の発動等、小規模雑居ビルの防火安全対策に徹底して取り組んできました。

また、ビルの管理者の方にも広く、取り組みが理解され、消防法令に何らかの違反があるものが、平成13年10月末に約92%であったものが、平成15年12月末では約32%まで低減されたことも、皆さんの防火安全対策に対する取り組みが反映されたものと考えます。今後においても、防火安全対策の推進に、より一層努めましょう。

### 2 消防法令違反の命令の公示について

もし、あなたの所有するビルで、避難経路となる廊下や階段等に物品が放置されていて、通行の妨げになっていた場合、「ちょっとの間だけだから」とか、「このぐらいなら人も通れるから」と軽い気持ちで見過ごしていないでしょうか。こういったところから、あなたのビルの防火安全体制が崩れて、ひとたび火災が発生したときに、大惨事となるのです。

消防機関があなたのビルに立入検査していた際に、避難経路となる廊下や階段等に物品を放置していたのを覚知し

た場合、仮にあなたの管理する物品でないとしても、火災予防上緊急に改善を図る必要があると消防機関が認めた場合、あなたに対して命令書を交付することもあります。

この場合、あなたのビルの利用者等に見えやすい位置に、命令を発動した旨の標識が公示されます。

命令の公示は、ビルの利用者や近隣の防火対象物の関係者等の第三者が、火災による不測の損害を被ることを防ぐとともに、当該ビルの管理権原者に対し、適正な防火管理の重要性を認識してもらうことを目的としています。このように、命令書が交付された場合、あなたのビルにどのような消防法令違反があったのか等、公示により公表されるのです。

このことから、ビルの管理者であるあなたの責任は重大なものです。これまで以上に、防火安全体制の徹底を図りましょう。

### 3 避難等訓練マニュアルを活用してください

総務省消防庁では、小規模雑居ビルでの火災において関係者、利用者の安全を確保し、かつ、関係者に対しても防火に関する意識の高揚と自主的な防火管理体制の確保を図るため、「小規模ビル避難等訓練マニュアル」を作成し、各都道府県を通じて各消防本部又は消防署に配布しました。

マニュアルについては、消火、通報、避難のそれぞれの訓練について分かりやすく作成していますので、関係者の皆さんに広く活用していただきたいと思えます。また、マニュアルに関する質問等は、お近くの消防本部又は消防署にお問い合わせください。



小規模ビル避難等訓練マニュアル: 消火訓練  
総務省消防庁作成リーフレットより転載

消防法による命令の公告	
防火対象物の所在地	市 町 番地
防火対象物の名称	ビル
命令を受けた者の氏名	
この防火対象物は、消防法令に違反しているもので、平成 年 月 日、消防法第5条の3第1項に基づき次の事項を命じたものである。	
<b>命令事項</b>	
5階から6階までの屋外階段の踊り場から6階までの階段に存置する 10箱、 20ケースを即時に除去すること。	
平成 年 月 日 市消防本部 消防署長	
<b>注意</b>	
1 この標識は、消防法第5条の3第5項の規定に基づき設置したものである。	
2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある。	

命令を行った時の公示の例

# 「救急の日」及び「救急医療週間」の実施

## 救急救助課

### はじめに

「救急の日」と「救急医療週間」は、昭和57年から救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的として実施されています。以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間を「救急医療週間」と位置づけています。平成16年度は9月5日(日)から9月11日(土)までを救急医療週間とし、全国各地において各種の行事が開催されます。

### 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

行事の内容については、各地域において特色のあるものが例年実施されていますが、その企画・立案を実施するうえで、次の事項に重点をおくものとしています。

- (1) 救命・応急手当の普及啓発
- (2) 救急医療システム及び救急搬送システムの紹介並びにそれらの適切な利用方法の普及啓発
- (3) 救急医療関係者及び救急隊員の表彰及び研修

### 「救急の日2004」救急フェアの開催について

今年も9月9日(木)から9月11日(土)の3日間、

JR東京駅において「救急の日2004」救急フェアを開催します。

これは救急医療の現場で活躍している救急救命士を含めた医療従事者等の活動と救急医療に関する新しいトピックス等を国民に広報し、救急医療等に対する国民の理解と認識を深めることを目標に実施しています。今年是非医療従事者の使用する自動体外式除細動器(AED)や高規格救急自動車等の展示を行う予定です。

### 救急功労者表彰の実施について

長年の間、救急業務の推進に貢献するとともに、応急手当の普及啓発等に顕著な功績があった個人又は団体に対して、消防庁長官が表彰を行う行事が救急の日に実施される予定です。

### おわりに

本年7月から非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用が可能となったこともあり、「救急の日」及び「救急医療週間」を通じて応急手当の有効性と重要性の普及啓発活動が一層推進され、救急業務に対する国民の理解が深まることを期待します。

## 6月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第 58号	平成16年6月2日	各都道府県知事	消防庁長官	消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の公布について
消防危第 61号	平成16年6月4日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針についての一部改正について
消防危第 62号	平成16年6月4日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	危険物規制事務に関する執務資料の送付について
消防安第105号	平成16年6月7日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	防火対象物定期点検報告の実施の周知徹底について
消防予第106号	平成16年6月9日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会報告書(平成15年度)の送付について
消防安第115号	平成16年6月14日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	行政事件訴訟法の一部を改正する法律による消防法の一部改正について
消防危第 67号	平成16年6月15日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	平成15年中の危険物に係る事故の概要について
消防災第123号	平成16年6月15日	各都道府県知事	消防庁長官	消防庁防災業務計画の修正について
消防予第113号 消防安第117号	平成16年6月17日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長 消防庁防火安全室長	消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項についての一部改正について
消防情第 91号	平成16年6月18日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室	消防防災IT化推進に係る連絡会議の開催について
消防安第123号	平成16年6月29日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	高齢者等の居住する住宅における防火対策の充実について
総行自第139号 消防総第260号	平成16年6月30日	各都道府県市区町村担当部長	総務省自治行政局自治政策課長 消防庁総務課長	地域安心安全ステーション整備モデル事業を実施する市区町村の公募について

# 「救急の日」及び「救急医療週間」の実施

## 救急救助課

### はじめに

「救急の日」と「救急医療週間」は、昭和57年から救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的として実施されています。以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間を「救急医療週間」と位置づけています。平成16年度は9月5日(日)から9月11日(土)までを救急医療週間とし、全国各地において各種の行事が開催されます。

### 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

行事の内容については、各地域において特色のあるものが例年実施されていますが、その企画・立案を実施するうえで、次の事項に重点をおくものとしています。

- (1) 救命・応急手当の普及啓発
- (2) 救急医療システム及び救急搬送システムの紹介並びにそれらの適切な利用方法の普及啓発
- (3) 救急医療関係者及び救急隊員の表彰及び研修

### 「救急の日2004」救急フェアの開催について

今年も9月9日(木)から9月11日(土)の3日間、

JR東京駅において「救急の日2004」救急フェアを開催します。

これは救急医療の現場で活躍している救急救命士を含めた医療従事者等の活動と救急医療に関する新しいトピックス等を国民に広報し、救急医療等に対する国民の理解と認識を深めることを目標に実施しています。今年是非医療従事者の使用する自動体外式除細動器(AED)や高規格救急自動車等の展示を行う予定です。

### 救急功労者表彰の実施について

長年の間、救急業務の推進に貢献するとともに、応急手当の普及啓発等に顕著な功績があった個人又は団体に対して、消防庁長官が表彰を行う行事が救急の日に実施される予定です。

### おわりに

本年7月から非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用が可能となったこともあり、「救急の日」及び「救急医療週間」を通じて応急手当の有効性と重要性の普及啓発活動が一層推進され、救急業務に対する国民の理解が深まることを期待します。

## 6月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第 58号	平成16年6月2日	各都道府県知事	消防庁長官	消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の公布について
消防危第 61号	平成16年6月4日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針についての一部改正について
消防危第 62号	平成16年6月4日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	危険物規制事務に関する執務資料の送付について
消防安第105号	平成16年6月7日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	防火対象物定期点検報告の実施の周知徹底について
消防予第106号	平成16年6月9日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	防火対象物の総合防火安全評価基準のあり方検討会報告書(平成15年度)の送付について
消防安第115号	平成16年6月14日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	行政事件訴訟法の一部を改正する法律による消防法の一部改正について
消防危第 67号	平成16年6月15日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	平成15年中の危険物に係る事故の概要について
消防災第123号	平成16年6月15日	各都道府県知事	消防庁長官	消防庁防災業務計画の修正について
消防予第113号 消防安第117号	平成16年6月17日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長 消防庁防火安全室長	消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項についての一部改正について
消防情第 91号	平成16年6月18日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災情報室	消防防災IT化推進に係る連絡会議の開催について
消防安第123号	平成16年6月29日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	高齢者等の居住する住宅における防火対策の充実について
総行自第139号 消防総第260号	平成16年6月30日	各都道府県市区町村担当部長	総務省自治行政局自治政策課長 消防庁総務課長	地域安心安全ステーション整備モデル事業を実施する市区町村の公募について

## 消防庁人事

平成16年7月1日付

氏名	新	旧
町田 宗仁	出向（厚生労働省大臣官房厚生科学課長補佐）	救急救助課救急推進係長
古木 康友	併任 救急救助課救急推進係長	救急救助課救急企画係長
伊藤 要	予防課設備係	東京消防庁予防部予防課予防係

平成16年7月2日付

氏名	新	旧
坂井 秀司	辞職	消防大学校長
佐野 忠史	消防大学校長	総務課長・総務課国民保護準備室長事務取扱
井上 源三	総務課長	総務省自治行政局市町村課長
平嶋 彰英	総務課国民保護室長 併任 総務課国民保護運用室長	長官付 併任 総務課国民保護準備室国民保護企画専門官
千田 淳	出向（総務省大臣官房付 併任 内閣官房内閣参事官＜内閣官房副長官補付＞内閣官房郵政民営化準備室参事官へ）	防災課特殊災害室長
吉村 修	防災課特殊災害室長	長官付 併任 総務課国民保護準備室国民保護運用専門官
櫻井 泰典	出向（総務省自治税務局市町村税課主査へ）	総務課主査
引馬 誠也	総務課	予防課危険物保安室 併任 予防課
山口 最丈	総務課国民保護室課長補佐 併任 総務課国民保護運用室課長補佐	総務課課長補佐 併任 総務課国民保護準備室室長補佐
佐藤 建五	総務課国民保護室課長補佐	総務課課長補佐 併任 総務課国民保護準備室室長補佐
滝 明	総務課国民保護運用室課長補佐	内閣事務官（内閣官房副長官補付）
清田 義知	併任 総務課国民保護室主幹 併任 総務課国民保護運用室主幹	総務課主幹 命 総務課会計監査専門官事務取扱
松田 満	総務課国民保護室企画係長 併任 総務課国民保護室計画係長	総務課主査 併任 総務課国民保護準備室主査
宮脇 浩史	総務課国民保護運用室調整係長 併任 総務課国民保護運用室運用係長	総務課主査 併任 総務課国民保護準備室主査
森中 高史	総務課国民保護室	総務課 併任 総務課国民保護準備室
安藤 真之	総務課国民保護運用室	総務課 併任 総務課国民保護準備室
村上 明伸	出向（内閣事務官（内閣官房副長官補付へ））	予防課設備係長
伊藤 要	命 予防課設備係長心得	予防課設備係
松本 浩典	予防課危険物保安室 併任 予防課	総務省行政評価局総務課

平成16年7月6日付

氏名	新	旧
打明 茂樹	免 救急救助課救急専門官事務取扱	消防大学校調査研究部長 併任 教授 命 救急救助課救急専門官事務取扱 命 救急救助課課長補佐事務取扱
井内 努	救急救助課救急専門官 併任 救急救助課課長補佐	厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長補佐

平成16年7月8日付

氏名	新	旧
市川 麻里	出向 総務省総合通信基盤局総務課課長補佐へ（独立行政法人国際協力機構社会開発部第二グループ情報通信チームへ）	防災課防災情報室課長補佐

平成16年7月9日付

氏名	新	旧
齋田 豊	防災課防災情報室課長補佐	北海道総合通信局情報通信部有線放送課長
加賀谷 清治	出向（総務省情報通信政策局技術政策課企画係長へ）	防災課防災情報室通信管理係長
加藤 直明	防災課防災情報室通信管理係長	総務省情報通信政策局技術政策課研究開発調整係長

## 広報テーマ

8 月		9 月	
防災訓練に参加しましょう ～災害に備え、防災知識の向上をめざす～ 住民参加による防災まちづくりの推進 花火・火遊びによる火災の防止 外出先での地震の対処	震災等応急室 防災課 予防課 防災課	小規模雑居ビルの防火安全対策の徹底 「救急の日」及び「救急医療週間」の実施	防火安全室 救急救助課



## 編集発行 / 消防庁総務課

**住 所** 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927 )  
**電 話** 03 - 5253 - 5111  
**ホームページ** <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / (株)近代消防社